

# 令和 2 年度 事業計画

## I 基本方針

令和元年度（平成 31 年度）は、①施設経営の安定、②介護報酬改定への対応、③人材の確保・定着、④地域公益活動の推進、⑤広報活動の充実、⑥災害対策への取組みについて、法人共通事項に掲げ、それら目標達成に向けて、取り組んだ一年となった。

新たな 3 ヶ年計画「中期経営計画 2022」においては、国の社会保障改革等の動向を見極めつつ、当法人が将来に向かって長期にわたり継続的に安定した事業を展開するため、引き続き、法人経営の更なる強化を図り、福祉サービスの向上に取り組み、社会福祉法人としての責務を堅実に果たしていくこととした。

令和 2 年度の事業計画においては、事業を取り巻く環境の厳しさは、続くことが想定されるため、法人共通事項として、①経営基盤の充実への取組み、②組織強化への取組み、③人材（財）の確保、定着・育成と離職防止への取組み、④災害等に対するリスク管理の取組み、⑤法人全体の将来像の策定に向けた取組みの 5 つを大きな柱に据え、その下に、各施設の重点実施事項を設け、これらの実現を通して、引き続き、法人の安定的な経営を目指すことをその基本とした。

## II 実施計画（5つの重点施策）

### 1. 法人共通事項

#### （1）経営基盤充実への取組み

事業をとりまく環境の変化や今後の社会保障政策等の動向を的確に把握し、今後の法人経営に反映させることに努める。

収入においては、全施設とも入所者及び利用者の確保に努め、増収を図ることとする。支出においては、全職員がコスト意識を共有化し、法人一体となって経費の改善に取り組むこととする。

具体的には、入所施設では設定した入所率の目標達成に向けた取り組みの深度化を図る。また、通所施設の「弘済ケアセンター」では、新規利用者獲得に向けたケアマネージャーへの積極的な働きかけや既存サービスの見直しに取り組む。

本館建物（弘済園、弘寿園、弘済ケアセンター）については、築36年が経過し設備の劣化が進んでいることから、入所者・利用者に直接関わる設備更新（空調・給湯・ナースコール等）を行う。

#### （2）組織強化への取組み

働き方改革法施行に伴う諸制度の見直しや関係法令改正等について、的確に、諸規程・諸規則に反映させ管理機能のさらなる充実を図る。

また、業務の見直し等において、部門間の連携を一層図ることで、法人のスケールメリットの最大化に努める。

更には、改正社会福祉法の責務である公益活動について、三鷹市及び関連団体、市内の各法人と連携し地域公益活動を推進するほか、法人単独で可能な活動についても検討し、地域と共に歩む法人づくりを推進する。

加えて、法人の広報誌（施設発行の広報誌含む。）を充実させ、地域や利用者に配布するとともに、ホームページ、パンフレット、ブログの更新・見直し、SNS等活用して法人イメージの向上を図る。

#### （3）人材（財）の確保、定着・育成と離職防止への取組み

職員採用は、依然として厳しい状況にあるが、職員確保のため、リクナビの活用、ハローワーク、学校・職業訓練校等との連携を深めつつ、社会福祉協議会や

ナースバンクが主催する合同就職説明会に積極的に参加する。また、外国人採用による人材確保についても検討する。更には、職員の精神的、身体的負担を軽減させ、離職防止につなげるため、AI見守りセンサー、介護補助装具、コミュニケーションロボット等導入に向けた情報集めを引き続き行うこととする。

#### (4) 災害等に対するリスク管理の取組み

災害時のリスク対策として、入所部門について策定した災害時におけるBCP（事業継続計画）対策を、通所部門及び保育所に範囲を広げ、さらなる充実を図るとともに、地域との連携強化を図る。近時、増えつつある台風等の自然災害への対応や災害時の不足備蓄品の計画的な購入を進めるほか、事故防止や感染症等に対するリスク管理の強化に務める。また、不審者・犯罪防止対策の検討を進める。

#### (5) 法人全体の将来像の策定に向けた取組み

法人として、今後の社会保障政策等の動向をも見極めつつ、中長期的視点に立った介護・老人福祉のあり方の研究・検討を関係法人である公益財団法人鉄道弘済会と共同して進めていく。

更には、利用者サービスに関する情報開示、第三者評価の受審、地域の介護・保育ニーズに積極的に対応しながら、事業の充実を図っていくこととする。

## 2. 施設サービス事業部の重点的取組み

### 【弘済園・弘寿園・弘陽園 共通事項】

#### (1) 安定経営の継続的な確保

- ① 安定した経営を維持していくのに必要な、高利用率（96%以上）を確保するため、三鷹市内からの申込者だけではなく、市外からの申し込みを増やす試みとして、広報誌の配布先の検討やホームページの内容の見直しなど、広報活動の充実を図る。また、退所時の空床期間を可能な限り短縮するため、早めの面接や関係機関等との連携を密にし、待機者の安定的確保に努めるほか、引き続き業務改善と支出経費の改善に取り組む。
- ② 経年により、故障時の修理ができなくなると見込まれる設備の更新やメンテナンス補修など検討し、緊急性の高いものから計画的に取り組んでいく。

#### (2) 人材（財）の確保、育成の充実に向けた取組み

- ① 職員のモチベーションの維持、向上を図るため、自己目標管理の体系化とともに、積極的に職員のスキルアップを支援する取り組みとして、施設内や他施設の研修及び外部研修会への参加促進のほか、施設間の交換実習の計画的実施など研修の充実に努め、働きがいがあり魅力的に感じる職場作りに努める。
- ② 職員の身体的負担の軽減策として、腰痛委員会と介護ロボットプロジェクトチームが連携し、最新の介護補助機器の検討、移乗ボードや介護補助装具を活用したノーリフティングによる介護方法を徹底するなど、腰痛防止策の充実に積極的に取り組む。

#### (3) 防災対策の強化

主として地震対策として作成しているBCP（事業継続計画）の見直しを行い、自然災害によるライフラインの障害等にも対応した計画としていく。

名

短期入所生活介護施設

10名

## (1) リスク管理の強化と安心・安全への取組み

事故防止、再発防止対策の強化対策として、職員のリスクに対する問題意識向上のため、事故防止や身体拘束に関する、研修や勉強会を実施し、安全な介護技術や知識の習得を図る。また、事故発生時には状況を分析し、状況報告書を基に事故発生時の状況を十分検証し、リスク管理上優先される重要な事故に関しては、再発防止のための対応を徹底し、安全な介護につなげていく。

## (2) 利用者の生活における余暇の充実。

外出活動の一環として始めた「買い物クラブ」、各フロアでのグループ活動や制作活動のほか、日常的に行えるレクリエーション活動においては、利用者の主体性を尊重し、個々の能力と興味に応じて楽しみながら参加できるよう検討し、無理無く継続できるよう配慮する。

## (3) サービスマナーの徹底と不適切ケアゼロへの取組み

職員が虐待・不適切ケアについての理解を深め、それらが無い施設であるための対策を徹底するため、定期的なチェックリストによる調査の実施やサービスマナー研修及び個別指導を行う。また、フロア内においても不適切ケアについての話し合い、対応策が検討できるようにする。また、他の職員の対応で気になった時はその場で伝えあえるような雰囲気作りに取り組む。

## (4) 感染症対策の強化

感染予防の確実な実施と発症時の感染拡大を防ぐための隔離対応の徹底など、状況に応じた速やかな初動対策が実践できるよう、強化期間だけではなく、平常時も施設内の衛生管理や日常のケアなどに関する感染対策に取り組む。

また、医務とも連携し職員の知識向上のための研修を随時実施する。

(5) 短期入所生活介護の安定した利用率の確保

新規施設の開設や定期利用していた利用者の施設入所や民間の業者の参入等により、短期入所の利用率の低下が見込まれることから、居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）との連携・情報交換や広報活動の充実を図り、新規利用者の開拓に努め、安定的な利用率確保を図る。

【養護老人ホーム弘寿園】利用定員50名

(1) 生活の質の向上と精神面の安定

デイサービスやデイケア等の外部サービスの利用、入居者の要望の把握と実現、園内でのボランティア活動等自己の有用感を養える機会の支援、精神科等の医療機関との連携、クラブ・レクリエーション活動及び食に関する行事の充実により、生活の質の向上及び精神面の安定を図る。

(2) 身体機能の維持、向上への取組み

体操の実施、通所リハビリ・訪問リハビリ・訪問マッサージ等の外部サービスの利用、IADL維持向上への働きかけ、リハビリ器具の購入検討により、身体機能の維持、向上を図る。

(3) 感染症に対する取組み

衛生面の強化、感染症対応物品の充実や環境整備、利用者に向けた感染症予防のレクチャーを行い、感染症の予防及びまん延防止を図る。

(4) 職員のスキルアップ及び意欲の向上

スキルアップシートの実施や職場内外の研修に参加する事により、職員のスキルアップ及び意欲の向上を図る。

(1) ユニットケアの実践による個別ケアの充実

ユニットケアを実践している他施設見学や研修会の参加を通して、ユニットケアの環境を生かし、その人らしい生活が支援できる個別ケアの向上や介護予防の活動を充実する。あわせて、業務の効率化やシフトの多様化も検討する。

(2) 重度化に対応した職員のスキルアップ

利用者が重度化していることから、看取りケアを含め介護技術全体に関して、スキルアップをはかり個別性の高い支援を行う。また多職種協働で利用者支援できるようしくみづくりを検討する。

(3) 異世代間交流の推進

同建物内の保育園をはじめ、地域の学校の生徒やボランティアの受け入れを積極的に行い、利用者の楽しみのひとつとして、地域交流を推進する。

(4) 一般型利用者に対する取組みの充実

- ① 要支援及び要介護1以上で介護型を待機する利用者が増加しているため、よりニーズ把握につとめ、ケアマネージャーと連携をしながら、積極的に外部サービスの活用をはかるとともに介護型への移行時期を検討する。
- ② 利用者の心身の状態の低下が目立つことから、介護予防の活動に力を入れる。またボランティアや他施設、地域との交流もふまえ、身体的機能の維持向上だけでなく、社会的な交流による精神面の支援も図る。
- ③ 職員の見守り方法や業務の整理を行い、より利用者の状況把握ができるようにする。

### 3. 地域サービス事業部の重点的取組み

#### 【弘済ケアセンター・三鷹市高齢者センターけやき苑 共通事項】

##### (1) 通所介護事業における利用率の向上

通所介護のプログラムの特徴や支援の効果について、さらに磨きつつ整理の上、その魅力（良さ）や利用のしやすさについて、利用者や地域住民、外部の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に、積極的に周知を図ることにより、利用率の向上に取り組む。ケア専門職交流会等に積極的に参画し、事例発表や活動紹介を通して当事業所の取り組みや支援効果、専門性の高さ等をアピールし、地域住民や居宅介護支援専門員らに当事業所の理解を促すことにより、新規利用者の獲得を目指す。

##### (2) 認知症対応型通所介護事業の利用率の向上

一般の通所介護と比べて、小規模のグループ編成で、職員の関与も手厚くできることを活かして、利用者個々の潜在能力を引き出すことが効果的であることを、地域住民や居宅介護支援事業所等に積極的にアピールすることにより利用率の向上を目指す。地域により開かれたサービスとなるよう、「運営推進会議」を、内容を工夫しつつ、年間2回開催する。

##### (3) 居宅介護支援事業の確実な継続

算定可能な加算について、運営規準を遵守しつつ、積極的に算定する。事業者連絡協議会の企画や地域包括支援センターのケア専門職交流会への参加を通じて、地域の社会資源を把握し、居宅介護支援計画の作成に、積極的に活用する。本事業の管理者として、主任介護支援専門員を配置することの猶予期間が、令和9年3月まで延長されたことを受け、現体制での事業を継続しつつ、主任介護支援専門員研修の受講資格を満たしている職員が順次、計画的に資格を取得することを目指す。



#### (4) 地域包括ケアシステムの深化・推進

総合相談・支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、権利擁護業務、介護予防マネジメント業務を拡充し、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の強化に努め、地域包括ケアシステムの拠点として機能できるよう取り組む。

多様な課題を抱える地域住民を包括的に支援するため、精神保健・医療、権利擁護、生活保護、就労支援、障がい者支援、ごみ対策、交通システム等の専門機関との情報共有と連携に努める。

#### (5) 2施設の協力体制の確立と運営内容の標準化

2センターの主任会、所長会の連携を密にし、部内全体の協力体制を確立し、提供するサービス内容の標準化を図る。

#### 【弘済ケアセンター】

利用定員 52名

#### (1) 通所介護、認知症対応型通所介護の利用率の向上

月々の実績報告やモニタリング報告の際、通所介護事業受け入れを担当する相談員が居宅介護支援事業所を順次訪問し、介護支援専門員との顔の見える関係づくりを強化する。併設の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所のマネジメント担当職員との協力体制を強化し、新規利用者の獲得に努める。さらには、弘寿園や自立型弘陽園（法人内の外部サービス活用型施設）との協力体制を強化し、公平性・中立性を維持しつつ、東京弘済園内で包括的に入所者を支えることにも取り組む。

#### (2) 三鷹市の委託事業

介護保険事業以外の三鷹市からの委託事業について、一般介護予防事業は、午前中は現利用者の活動（フレイル）を継続し、午後は3カ月を1クールとするはつらつ体操教室を年間3クール実施する。はつらつ体操教室の終了者については、担当する地域包括支援センターとの連携により、身近な場所での自主グループ化を模索する。

高齢者・障がい者言語リハビリテーション事業は、活動を通じてコミュニケーションの力と積極性を取り戻し、社会参加を促す。

配食サービス事業では、安全で美味しい食事内容の工夫、確実な配達体制を維持するよう努める。シルバー人材センターの派遣職員による配送員との連携を密にし、利用者の日常生活の見守りに努める。

高齢者生活援助員派遣事業は、三鷹市が高齢者住宅（シルバーピア）を担当するワーデン及び生活援助員の今後の方向性を明確にできない状況であるため、当面は、新川5丁目、牟礼6丁目シルバーピア共に、現状を維持する。

脳の健康教室は、4カ月1クールで開催する。

#### 【三鷹市高齢者センターけやき苑】

利用定員 62名

##### （1）指定管理事業所としての効率的な運営

令和元年度から令和5年度までの基本協定期間における安定した事業運営を図りつつ、公的機関として、地域住民や関係機関の信頼を得ることに努める。また、利用者の安全性・利便性・快適性の向上を図るため、施設の維持管理について改修工事、設備更新を三鷹市と計画的に進める。

##### （2）公施設としての計画的な建物・設備の維持・管理

室内外の照明器具、エレベーター、床暖房、業務用炊飯器などの設備や備品等、利用者に直接影響するものについては、早期に更新できるよう市と協議をしていく。また、照明器具のLED化など、経費の節減につながる設備の更新についても計画的に実施する。

##### （3）地域への働きかけ

地域サービスデーを継続して開催し、地域との協力体制の強化や、認知症やその他の高齢者の抱える問題について啓発を行う等、地域貢献に努める。指定管理の施設として、地域福祉の増進に、なお一層寄与するため、ランチサービスの拡充や食堂の空き時間の活用をはじめ、地域に貢献できる事業を模索する。

## 【三鷹市東部地域包括支援センター・三鷹市西部地域包括支援センター】

### (1) 総合相談・支援

地域支援連絡会や住民活動の場に参加することを通じて、担当圏域の地域ケアネットワークを始めとする関係者・団体等とのネットワーク構築を目指す。地域包括ケアシステムの拠点の一つとして機能できるよう、見守り活動や支え合い活動、高齢者のつどいの場等との連携体制の強化を図る。

### (2) 包括的・継続的ケアマネジメント

包括的・継続的ケアマネジメント実践力を養うため、地域の各種専門職のニーズに応じた研修・事例検討・情報提供等を、ケア専門職交流会や地域包括ケア会議の場を活用して行う。連携に関する課題等を把握した上で、医療及び関係機関との多職種連携体制の拡充や強化を図る。居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員同士や介護支援専門員とのネットワークの強化を支援する。

### (3) 権利擁護

サービス提供事業や民生委員等の地域の関係者への高齢者虐待、権利擁護に関する啓発をさらに強化する。権利擁護センターみたか、消費者活動センター、三鷹警察署、三鷹市生活・就労支援窓口等とのさらなる連携強化を図る。

### (4) 介護予防ケアマネジメント

地域全体が介護予防への関心を高め、共に支えあう意識を持ち、主体的に取り組めるよう、介護予防教室や様々な地域の集まりの場を活用して、啓発活動に取り組む。地域の関係者や団体等との連携を強化し、配慮や見守りの必要な高齢者の情報を適正に把握・共有し、必要な対応を行う。介護予防・日常生活支援事業の体制充実に向け、居宅介護支援専門員に対して自立支援に資するケアマネジメントについて、研修の実施や社会資源が活用できるよう情報提供の工夫等に取り組む。

(5) 介護予防支援

要支援認定者及び「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象者の適正な把握に努め、相談から介護予防支援を経て、地域資源の利用への流れが、円滑に進められるよう体制を整備する。

(6) 地域包括ケア会議の充実

「地域包括ケア会議」(1層)を開催し、個別ケースの事例検討を積み重ねる。日常生活圏域・担当地区全域(2層)の「地域包括ケア会議」を地域支援連絡会と一体的に開催し、地域課題を整理・抽出する。市全域を対象とする「地域包括ケア会議」(3層)の開催とその準備に必要な地域課題の整理について、取りまとめの会に継続参加する。介護予防・重度化防止に向けた地域包括ケア会議について、試験的に取り組み検証していく。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行うため、三鷹市が設置している「三鷹市在宅療養推進協議会」及び「検討部会」に協力する。「連携窓口みたか」と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談支援体制や、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制の構築に取り組む。また、医療・介護関係者の研修を実施するとともに、地域住民への普及啓発に努める。

(8) 生活支援サービスの体制整備

社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、担当地区の社会資源の把握と開発、資源や担い手のネットワークの構築、ニーズを持つ高齢者と社会資源とのマッチングに取り組む。地域の自主的な活動の安定した継続を目指して、側面的に支援する。

(9) 認知症施策の推進

「認知症にやさしいまち三鷹の推進」の一環として、市と共催で、市民向けの認知症に関する啓発活動やイベントを開催する。地域の各種団体や住民に対して、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかけ、みたかキッズサポ

ーター養成講座や修了者向けフォローアップ講座・活動の場についても継続する。認知症ケアパスの普及を図る。「認知症アウトリーチチーム派遣事業」を有効活用し、認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター（杏林大学医学部附属病院）との連携を図る。認知症初期集中支援推進事業を活用し、在宅の認知症状を有する高齢者の早期発見から、必要な医療・介護サービス利用による在宅生活体制の構築が、円滑に進められるよう努める。三鷹市認知症施策検討委員会（仮称）に協力し、三鷹市における認知症施策の課題や今後の取り組むべき内容について検討する。

(10) 共生社会の実現を見据えた取組み

地域住民や地域の機関が世代や分野を超えてつながり、「地域共生社会」の実現を見据え、関係機関や関係団体等の相互理解、連携強化に努める。

(11) 三鷹市あんしんキーホルダー

見守りキーホルダーを、市内全地域包括支援センターで展開することとなったことを受け、広報・導入・対応体制の整備に努め、効果的な運用を目指す。

(12) 法人独自の地域への働きかけ

「地域ケアネット東部」「地域ケアネットにしみたか」への参加・協力を継続しつつ、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努める。

東部では、地域住民を対象とした東京弘済園まつりにおいて、地域包括支援センターの周知を図ると同時に、福祉セミナーや体力測定、相談コーナーの開設等を継続する。生活支援体制整備事業を進めるに当たり、担当地域の資源調査を継続し、把握・整理を行う。また、地域ケアネットワーク東部と協働し、地域の活動などの情報誌の作成を行っていく。地域資源の担い手同士をつなぐと同時に、地域住民への周知を図る。生活支援体制整備事業を進めるに当たり、担当地域の資源調査を継続し、把握・整理できた内容を冊子「じもしる」として発行することで、地域資源の担い手同士をつなぐと同時に、地域住民への周知を図る。

西部では、「地域サービスデー」の開催、地区公会堂での相談サロン、出張相

談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。いのじん保健室・いのじんセミナーを通じて、圏域内の相談・連携体制の拡充を図る。広報誌の取材、発行により、住民や住民組織とのつながるきっかけをつくり、社会資源の把握、開発、マッチングへの取り組みをする。

#### 4. 保育事業部門の重点的取組み

【弘済保育所（おひさま保育園）】

利用定員 68名

(1) 高齢者施設との世代間交流

高齢者施設に併設された特色を生かし、継続的に世代間交流を図る。

(2) 地域子育て支援

一時預かり事業や子育て支援事業等を通じて地域との交流を図る。

(3) 保育指針改定の対応

保育指針改定に伴う課題等への取り組みを継続するとともに、保育の質の充実に努める。

(4) 保育者の質の向上

保育の質との両輪である保育者の質の向上を図る。

## 5. 食事サービス課及び総務課の重点的取組み

### 【食事サービス課】

#### (1) 栄養ケアプランの作成と栄養改善

栄養ケアプランを作成するにあたり、医師・看護師・担当ケアワーカーと相談し利用者の身体状況に応じた栄養補給を検討する。

#### (2) ソフト食の提供

嚥下機能の低下している利用者に更なる安全な食事提供をするために、各職種と連携をとりソフト食の導入となった。コスト面を考慮しながら必要な食材・調理機器・器具を使用しサービスの向上を図る。

#### (3) 良質なサービスの提供

他職種と連携を取りながら、お楽しみ食や行事食の充実により、楽しめる食事の検討・実施をしていく。

### 【総務課】

#### (1) 部門間の連携強化による事務の効率化及び設備管理体制の整備

業務分担を見直し、効率的な事務作業及び施設管理体制の整備を進めるとともに、業務見直し等において、部門間の連携を一層図ることで法人のスケールメリットの最大化に努める。

#### (2) 関係法改正への対応

法改正、制度改正、監査・実地指導に対応するため、日頃の環境整備と実施時の迅速な対応を強化し、諸規程等の見直し及び制定により法令順守を推進する。

#### (3) 財務規律の強化

監査法人による助言指導に基づき、新会計基準に沿った財務運営を推進する。

#### (4) 実習生・ボランティアの受入の強化

今後の高齢社会を担う社会福祉専門職の後継者育成をめざし、また社会的責務として、社会福祉士・介護福祉士・作業療法士・看護師・保育士等の各大学・短期大学・専門学校・養成校からの学生受入れを積極的に行う。

また、ボランティアの募集、育成を通じて、利用者の生活をより豊かにするとともに、地域に貢献していく。